

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に係る処分基準の一部改正について（意見公募期間 平成 27 年 5 月 22 日から 6 月 20 日まで 提出意見の数 0 件）

公開日 2015 年 07 月 15 日

1 規則等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 26 条第 1 項

3 公募する規則等の概要

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく処分基準のモデル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に係るものに限る。）に定める「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」における「現金等提供禁止違反」及び「賞品買取り禁止違反」の量定について、同種事案の発生が近年増加傾向にあり、更なる抑止力が必要であると考えられ、それぞれ一段階引き上げられたことに伴い、当県における処分基準についても厳正かつ公平な処分がなされるよう同様の改正をするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づく意見公募手続

5 規則等の制定日

平成 27 年 7 月 15 日

6 結果公示の日

平成 27 年 7 月 15 日

7 意見公募の期間

平成 27 年 5 月 22 日（金）から平成 27 年 6 月 20 日（土）まで

8 提出された意見の数

0 件

9 結果の概要

提出された意見は、ありませんでした。

10 結果資料等の閲覧場所

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎 1 階）での閲覧
- 各福祉保健所（須崎を除く。）及び須崎農業振興センターでの閲覧

11 担当者・連絡先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話：088－826－0110（内線 3025）